

指定通所介護サービス利用契約書

社会福祉法人あかり福祉会
デイサービスセンターさんきゅうあかり

通所介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、デイサービスセンターさんきゅうあかり（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （利用期間）

- 1 利用期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （介護通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「介護通所介護計画」を作成します。事業者は、この「介護通所介護計画」の内容を利用者及び、その家族に説明します。

第4条 （介護通所介護の提供場所・内容）

- 1 介護通所介護の提供場所は、**加古川市**です。所在地及び設備の 概要は、【重要事項契約書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条で定めた介護通所介護計画に沿って、介護通所介護サービスを提供します。事業者は、介護通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 （サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 （料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙通所介護事業料金表】に定める利用単位ごとの料金をもとに、計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書明細に付して、翌月**10日**までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月**20日**までに、（現金又は、口座引き落としの方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条 (サービスの中止)

1 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、介護通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条 (料金の変更)

1 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙通所介護事業料金表】を作成し、お互いに取り交わします。

第9条 (契約の終了)

1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が、守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が、利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が、破産した場合。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、**3ヵ月以上**遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、**14日以内**に支払われない場合。
- ② 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院、若しくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合。
- ③ 利用者又は、その家族等が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が、介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

第10条 (秘密保持)

1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

第11条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・

身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は、歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第13条（連携）

1 事業者は、通所介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び、保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約書の写しを、介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は、この契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

なお、第9条：第2項又は、第4項に基づいて、解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

1 利用者及び事業者は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和

年

月

日

契約者氏名

事業者

<事業者名>社会福祉法人あかり福祉会 デイサービスセンターさんきゅうあかり
(指定番号等)2872201252

<住所>加古川市神野町石守238-1

<代表者名>理事長 磯野 直子

印

利用者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印

個人情報使用同意書

私（利用者）及び、その家族等の個人情報については、令和 年 月 日 付けの重要事項における秘密保持に関し、下記の場合に必要とする範囲内で使用する事に同意します。

記

- 1 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を、円滑に実施するために行う、サービス担当者会議等において使用する場合。
- 2 私（利用者）が入院等、医療機関で受診するときに、医療機関に対し、個人情報を使用する場合。
- 3 事業者が、契約終了によって、利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し、必要な個人情報を使用する場合。

令和 年 月 日

社会福祉法人 あかり福祉会
デイサービスセンター さんきゅうあかり 御中

利用者 住所
氏名 印

利用者家族 住所
氏名 印

利用者は、署名ができない為、利用者の意思を確認の上、私が代行します。

署名代行者 住所
氏名 印

以上